一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

- 1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
- 2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。 枚数は、表紙を含めて6枚あります。
- 3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
- 4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」 を確実に記入してください。
- 5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」 を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが あります。
- 6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、 不合格扱いとします。
- 7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。 解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう 静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
- 8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

申請者名(事業者名)	席番号				
記入者名(受験者名)					
I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうで()内に記入しなさい。	でなり	いものに	は×	印を	•
1. 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任しで定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出な (道路運送法第22条の2)				通省令	ì
		(0)	
2. 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所 た日から三十日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなけ (道路運送車両法第13条)		• -		ぶあっ	>
		(×)	
3. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当 旅客のために、旅客の運送を継続すること、旅客を出発地まで送還す 護することに関して適切な処置をしなければならない。(運輸規則第1	るこ	と、その		_	
茂りることに関して週男はだ直をしなりがはなりない。(連門が別分]	105	*)	0)	
4. 事業者は、運行の主な経路における観光地及び公共施設の状況を事前 路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。()		•	-	当該組	Ç
		,	X)	
5. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、認可を受けなければその (道路運送法第36条)	効力	を生じな	:V\ ₀		
		(0)	

	6.	旅客自動車運送事業者は前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業	報告書	ቔを毎₹	事業
		年度の経過後1年以内に提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報	告規貝	川第2纟	条)
			(×)
	7.	旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及 施設を設けなければならない。(運輸規則第47条)	び清掃	帚のた≀	めの
			(0)
	8.	道路運送法における「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、無償でして旅客を運送する事業である。(道路運送法第2条)	、自勇	助車を何	使用
			(×)
	9.	旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受けた 法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して一年間保			•
		らない。(運輸規則第3条)	(0)
1	0.	旅客自動車運送事業者は、日日雇い入れられる者を事業用自動車の運転者としができる。(運輸規則第36条)	て選付	Eする、	こと
			(×)
1	1.	一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が 必要となる運行管理者の選任数は2人である。(運輸規則第47条の9)	39屆	可の場合	合に
			(0)
1	2.	事業者は、一般旅客自動車運送事業の運送約款に、運送の引受けに関する事項ならない。(道路運送法施行規則第12条)	を定め	りなけれ	れば
			(0)
1	3.	事業者は、法令の規定による通知に従い、一般貸切旅客自動車運送適正化機関を納付する義務を負う。(道路運送法第43条の15)	に対し	ノ、負担	担金
			(0)
1	4.	一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害すような競争をしてはならない。(道路運送法第30条)	る結果	見を生っ	ずる
			(0)
1	5.	旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしい。(運輸規則第2条)	なけれ	いばなり	らな

II. 道路運送法に関する次の条文について、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第1条)

・道路運送法は(イ)と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の (サ)の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、 (ケ)を確保し、道路運送の (カ)の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて (セ)を増進することを目的とする。

ア. 供給 イ. 貨物自動車運送事業法 ウ. 車両数 エ. 適正な運営 オ. 事業者

カ. 利用者 キ. 旅客の利便 ク. 旅行業法 ケ. 輸送の安全 コ. 訪日外国人

サ. 需要 シ. 道路運送車両法 ス. 利益 セ 公共の福祉 ソ. 道路交通法

Ⅲ. 旅客自動車運送事業者の従業員に対する指導監督に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第38条)

・旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が (ケー)で 定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる (スー)並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その (オー)及び内容並びに指導監督を行つた者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を (キー)において (アー)保存しなければならない。

ア. 三年間 イ. 一年間 ウ. 経路 エ. 教育 オ. 日時、場所

カ.報告 キ.営業所 ク.精神 ケ.告示 コ.電子媒体

サ. 車 庫 シ. 基 準 ス. 運転技術 セ. 通 達 ソ. 指導監督

LV. Ţ	ての文中の () の部分にあてはまる語句を <u>答.</u>		の欄に記入しなさい。
1.	一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその(期間の経過によつて、その効力を失う。(道路運送法第8条)	•	を受けなければ、その
		答	更新
2.	自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備 () に適合するように維持しなければならない。		
		答	保安基準
3.	. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるとこために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通る情報を()しなければならない。(道路運送法策	省令で定め 第29条の3	る輸送の安全にかかれ
4.	事業者は、旅客自動車運送事業(一般乗用旅客自動車運送事 る業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する た者を安全統括管理者に選任できる。(運輸規則第47条の	業務に(5)	
5.	大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その 方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更 (道路運送車両法第52条)		

す。 項に	では、 ニは ×	その事 下記の 印を記 第15	中で記入した	図可を必											
		∑域の拡							(0)				
2	営業原	听の位置	の変見	Ē					(0)				
3	営業所	fごとに	配置。	「る事業	美用 自重	動車の	数の変	更	(×)				
4	役員0	変更							(×)				
⑤	自動耳	重車庫の	位置及	なび収容	が能力の	の変更			(0)				
1 記運旅るけ生する離判((の アカサーカ号輪客これ時る。又と 半 アカサー	のような はい)に行 言示等を 的 的 約款 管理者	いの業う、対「自送」「逆行」イキシ」。2者、こし2動がう一事え」・・・) 解、業趣必 運定整乗ず体 領適事 内 釈法用旨要)送さが合に制 収正業 か計	て 運そ動、措行業、要各異整 のつ画 入 運そ動、措行業、要自常整 発確変 日の 日本	字 通也の客をる及常な車後と (句) 達の運自適体び気る運象な (力) (行動切制一象こ送 『け () ウクス	に車にを般、と事務れ ・・・ 関運講整貸乗か業員な	・ とうないので、「おけらし、」ので、「おいち」では、 とうない とう こうない はい	っ にをが、れ動調業貸変。 エケセ 関適、事ば車変用切等 ・・・・・	下 す切異業な運化自旅の 運運点欄 るに常用ら送等動客の 運運点 転行検	か 見型気目な事の車動生 業の作 ら 定握象動い業発の車時 務中業 選 とす、車こ者生運運速 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	びた務運を、に引き D. オコソータ クラック オコソー オコソー オコソー オコン	ま: 増のの中務行 なの(輸代整置体体は付の な事 送表備	を削弱 けがりと業 の者管理を変乗た態 と用3 安 理の整化務も上 も自 全 者	講しのにで長等人に ずな発対あ距のの
	_	*								_	(3)	<u>答.</u>		ケ	
(4	!) <u>窄</u>	Ť.	サ		(;	5)	答	工		_					